

広島市開発登録簿調書

登録番号

12

当 初 許 可	開 発 許 可	番 号	広島市指令指定 第 99 号		変 更 許 可	番 号		内 容
		年 月 日	平成 25 年 10 月 21 日			年月日	1/25.11.1/	変更許可を要しない 設計変更相出書 法面種子吹付け → 法面植生シート
	開 発 許 可 を 受 け た 者	住 所	広島市安佐南区川内四丁目2番34-6-202号 C棟					
		氏 名	藤岡 香文・藤岡 佳菜子					
	工 事 施 行 者	住 所	広島市東区牛田新町二丁目4番19号					
		氏 名	(株)河崎組 代表取締役 奥田 耕一					
	許可に基づく地位の承継	承継または受 理	番 号					
			年 月 日	平成 年 月 日				
		承継した者	住 所					
			氏 名					
	工事施行者	住 所						
		氏 名						
	承継の原因等							
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称および地番		広島市安佐区下落合南七丁目234番2 234番4の一部				
		開 発 面 積		212.50 m ²				
予定建築物の用途		分家住宅						
宅地区画および戸数		1						
区域及び地域等		区 域	市街化区域・市街化調整区域					
		地域・地区						
法第41条第1項の制限の内容		○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)						
予 定 工 期	着 手	許可の日から10日以内 平成 年 月 日						
	完 了	着手の日から20日以内 平成 年 月 日						
工 事 完 了	検 査	広 指 定 第 174 号 平成 25 年 11 月 20 日						
	公 告	広島市告示第 488 号 平成 25 年 11 月 20 日						
					備 考			
					都計法34条14号 提付基準1号(分家住宅)			